

参 考 資 料

令和 4 年 3 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
報告第 3 号関係	専決処分の報告（有功者の選定）	1
議案第 2 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	3
議案第 6 号関係	工事請負契約の締結	21
議案第 8 号関係	寝屋川市個人情報保護条例の一部改正	25
議案第 10 号関係	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	28
議案第 11 号関係	認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部改正	32
議案第 12 号関係	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部改正	34
議案第 13 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	36
議案第 14 号関係	寝屋川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	47
議案第 23 号関係	包括外部監査契約の締結	49
議案第 24 号関係	市道の廃止	54
議案第 25 号関係	市道の認定	58

(報告第 3 号関係)

有 功 者 の 選 定

(令和4年2月4日専決)

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 2ページ

[根拠法令]

寝屋川市有功者表彰条例第2条

(専決処分の報告 地方自治法第179条第3項)



寝有選第7号
令和4年2月4日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会
委員長 板坂 千鶴子



寝屋川市有功者の推薦について (答申)

令和4年2月4日付け、経市第1275号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められるので、ここに答申いたします。

記

	(氏名)	(該当基準)
1	増田 <small>ますだ</small> 松太郎 <small>まつたろう</small>	規則第2条第1項第8号該当

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』等の改正（『住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律』による改正）により、長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直しが行われたこと等に伴い、同法に基づく事務に係る手数料の改正を行うため、一部改正を行う。

【備考】

『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』及び『住宅の品質確保の促進等に関する法律』の改正により、

- 長期優良住宅建築等計画の認定に関し、
 - 共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから、管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更された。
 - 認定手続(認定の審査手続)に関し、登録住宅性能評価機関(国土交通大臣の登録を受けた、住宅性能評価を行う機関)の活用について見直しを行うとともに、認定基準に「災害リスクへの配慮」に関する事項が追加された。
⇒ 行政庁(市長)による審査の範囲が拡大した。
- 長期優良住宅型総合設計制度(容積率の特例制度)〔「その敷地面積が一定の規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であって、特定行政庁が市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの」については、『建築基準法』の容積率制限を緩和できる制度〕が創設された。

2 改正内容

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収(第12条関係)

ア 長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直しが行われたこと等に伴い、「長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料」を改正する。

イ 長期優良住宅型総合設計制度(容積率の特例制度)が創設されたことに伴い、「長期優良住宅に係る容積率の特例の許可申請手数料」を新設する。

(2) 附則

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

改正後の規定((1)ア)は、施行期日以後にされる長期優良住宅建築等計画の認定申請等に係る手数料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請又は申出をすする者から徴収する。</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれの右欄に定める金額</p> <p>【別紙1 改正案】（7ページ～9ページ）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙2 改正案】（15ページ～18ページ）</p> <p>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による同法第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 1,500円</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの認定、同法第8条第1項の変更の認定、同</p>	<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請又は申出をすする者から徴収する。</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれの右欄に定める金額</p> <p>【別紙1 現行】（10ページ～14ページ）</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙2 現行】（19ページ・20ページ）</p> <p>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による同法第8条第1項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 1,500円</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの認定、同法第8条第1項の変更の認定、同</p>

改正案	現行
<p>法第9条第1項若しくは第3項の規定による同法第8条第1項の変更の認定又は同法第10条の承認に関する証明書の交付 1通につき980円</p> <p>(10) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円</u></p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例第12条第1号及び第6号の規定は、この条例の施行の日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請及び同法第8条第1項の変更の認定の申請（以下「認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>法第9条第1項 _____ の規定による同法第8条第1項の変更の認定又は同法第10条の承認に関する証明書の交付 1通につき980円</p>

【別紙1 改正案】

区 分			金 額
認定の申請	床面積の合計	住 宅	
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	13,000円
		増改築基準が適用される住宅	17,400円
2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この条において同じ。）に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
		増改築基準が適用される住宅	29,600円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
		増改築基準が適用される住宅	49,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
		増改築基準が適用される住宅	77,000円
3,000平方メートルを超え、	新築基準が適用される住宅	97,500円	

	5,000 平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅	136,400 円
	5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	163,400 円
		増改築基準が適用される住宅	228,000 円
	10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	279,700 円
		増改築基準が適用される住宅	387,200 円
3 その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	73,600 円
		増改築基準が適用される住宅	108,700 円
4 その他の共同住宅等に係るもの	500 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	130,000 円
		増改築基準が適用される住宅	192,700 円
	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	207,000 円
		増改築基準が適用される住宅	307,300 円
	1,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	408,100 円
		増改築基準が適用される住宅	606,300 円

	3,000 平方メートルを超え、	新築基準が適用される住宅	730,000 円
	5,000 平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅	1,085,000 円
	5,000 平方メートルを超え、	新築基準が適用される住宅	1,255,000 円
	10,000 平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅	1,865,500 円
	10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,323,700 円
		増改築基準が適用される住宅	3,453,000 円

備考

- 1 この表中の用語の意義は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下この号において「告示」という。）における用語の意義とする。
- 2 備考 1 の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物（告示第 2 の 5 に規定する認定対象建築物をいう。）の床面積の合計をいう。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。
- 4 「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が 50 平方メートル以内のものをいう。

【別紙1 現行】

区分			金額	
認定の申請	床面積の合計	住宅		
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた住宅に係るもの	200平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円	申請に係る住宅が共同住宅等である場合この表に掲げる金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸（同時に申請しようとするものに限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が1,600円（増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、2,000円）に満たない場
		増改築基準が適用される住宅	13,200円	
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	17,400円	
		増改築基準が適用される住宅	24,600円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	30,100円	
		増改築基準が適用される住宅	42,500円	
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	47,900円	
		増改築基準が適用される住宅	63,600円	

	3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	89,200 円	合は、その手数料の額は、1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、2,000円) とする。	
		増改築基準が適用される住宅	117,900 円		
	5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	155,300 円		
		増改築基準が適用される住宅	203,400 円		
	10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	269,700 円		
		増改築基準が適用される住宅	343,100 円		
	2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅に係るもの	200 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅		22,200 円
		200 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅		35,200 円

3 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	67,300円	申請に係る住宅が共同住宅等である場合この表に掲げる金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸（同時に申請しようとするものに限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は、5,500円とする。
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	107,900円	
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	205,200円	
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	353,300円	
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	550,300円	
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	1,007,400円	
4 前3項に規定する住宅以	200平方メートル以内のもの	新築基準が適用される	68,800円	申請に係る住宅が共同住宅

外の住宅に係るもの	の	住宅		等である場合
		増改築基準が適用される住宅	106,700円	この表に掲げる金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸（同時に申請しようとするものに限る。）全ての数で除して得たる額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が12,000円（増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、18,300円）に満たない場合は、その手数料の額は、12,000円（増改築基準が適用される住宅に係るものに
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	122,400円	
		増改築基準が適用される住宅	190,000円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	195,900円	
		増改築基準が適用される住宅	303,600円	
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	388,500円	
		増改築基準が適用される住宅	599,800円	
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	696,500円	
		増改築基準が適用される住宅	1,074,100円	

5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	1,199,300 円	あつては、18,300 円)とする。
	増改築基準が適用される住宅	1,847,100 円	
10,000 平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,223,500 円	
	増改築基準が適用される住宅	3,419,400 円	

備考

- 1 この表中の用語の意義は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）における用語の意義とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る住宅の床面積の合計をいう。ただし、認定の申請に係る住宅が共同住宅等である場合については、当該住宅を含む建築物の床面積の合計とする。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

【別紙2 改正案】

区 分			金 額	
変更の認定 の申請	床面積の 合計	住 宅		
1 品確法第6 条の2第5項 に規定する確 認書又は住宅 性能評価書が 交付された一 戸建ての住宅 又は併用住宅 に係るもの		新築基準が 適用される 住宅	1,900円	
		増改築基準 が適用され る住宅	2,700円	
2 品確法第6 条の2第5項 に規定する確 認書又は住宅 性能評価書が 交付された共 同住宅等に係 るもの	500平方メ ートル以内 のもの	新築基準が 適用される 住宅	3,700円	変更の内容が認 定対象住戸全体 に及ばない場合 この表に掲げる 金額を認定対象 住戸全ての数で 除して得た額 (その金額に 100円未満の端 数がある場合 は、これを100円 に切り上げた 額)に当該変更 の認定の内容が 及ぶ認定対象住 戸の数を乗じて 得た額。ただし、
		増改築基準 が適用され る住宅	5,600円	
	500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの	新築基準が 適用される 住宅	6,500円	
		増改築基準 が適用され る住宅	9,900円	
1,000平方 メートルを 超え、3,000 平方メートル	新築基準が 適用される 住宅	9,500円		

	ル以内のもの	増改築基準が適用される住宅	14,300円	その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	17,500円	
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅	26,300円	
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	29,800円	
		増改築基準が適用される住宅	44,800円	
		新築基準が適用される住宅	49,300円	
		増改築基準が適用される住宅	74,100円	
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,700円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
		増改築基準が適用される住宅	18,900円	

4 その他の共同住宅等に係るもの	500 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	23,300 円	ア 変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合 この表に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額（その金額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあつては、この表に掲げる金額とする。 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法
		増改築基準が適用される住宅	35,100 円	
	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	37,700 円	
		増改築基準が適用される住宅	56,600 円	
	1,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	73,800 円	
		増改築基準が適用される住宅	110,900 円	
	3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	134,500 円	
		増改築基準が適用される住宅	201,800 円	
	5,000 平方メートルを超え、10,000	新築基準が適用される住宅	233,800 円	

平方メートル以内のもの	増改築基準が適用される住宅	350,800円	律第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円	
	増改築基準が適用される住宅	647,500円	

備考

第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。

【別紙2 現行】

区分		金額	
申請の種別	住宅の種別		
1 登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅		1,600円
	増改築基準が適用される住宅		2,300円
2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(当該変更の認定に係るものに限る。)が交付された住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅		5,500円
3 前2項に規定する住宅以外の住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更については、2,200円(申請に係る住宅が共同住宅等である場合は、2,200円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場
	増改築基準が適用される住宅	18,600円	

		合は、これを100円に切り上げた額)。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。)
--	--	--

(議案第 6 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 ストックヤード整備工事

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	北口建設工業株式会社	189,578,000		
(2)	株式会社喜多工務店	189,578,000		
(3)	株式会社K Gコンストラクション	189,578,000		
(4)	昌栄建設株式会社	189,578,000	落札	208,535,800
(5)	株式会社中井工務店	189,578,000		
(6)	株式会社前田組	189,578,000		
(7)	丸信住宅株式会社	189,578,000		

※ 地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定

〔 予定価格等 〕

予定価格

239,875,900円 (内消費税及び地方消費税の額 21,806,900円)

最低制限価格

208,535,800円 (内消費税及び地方消費税の額 18,957,800円)

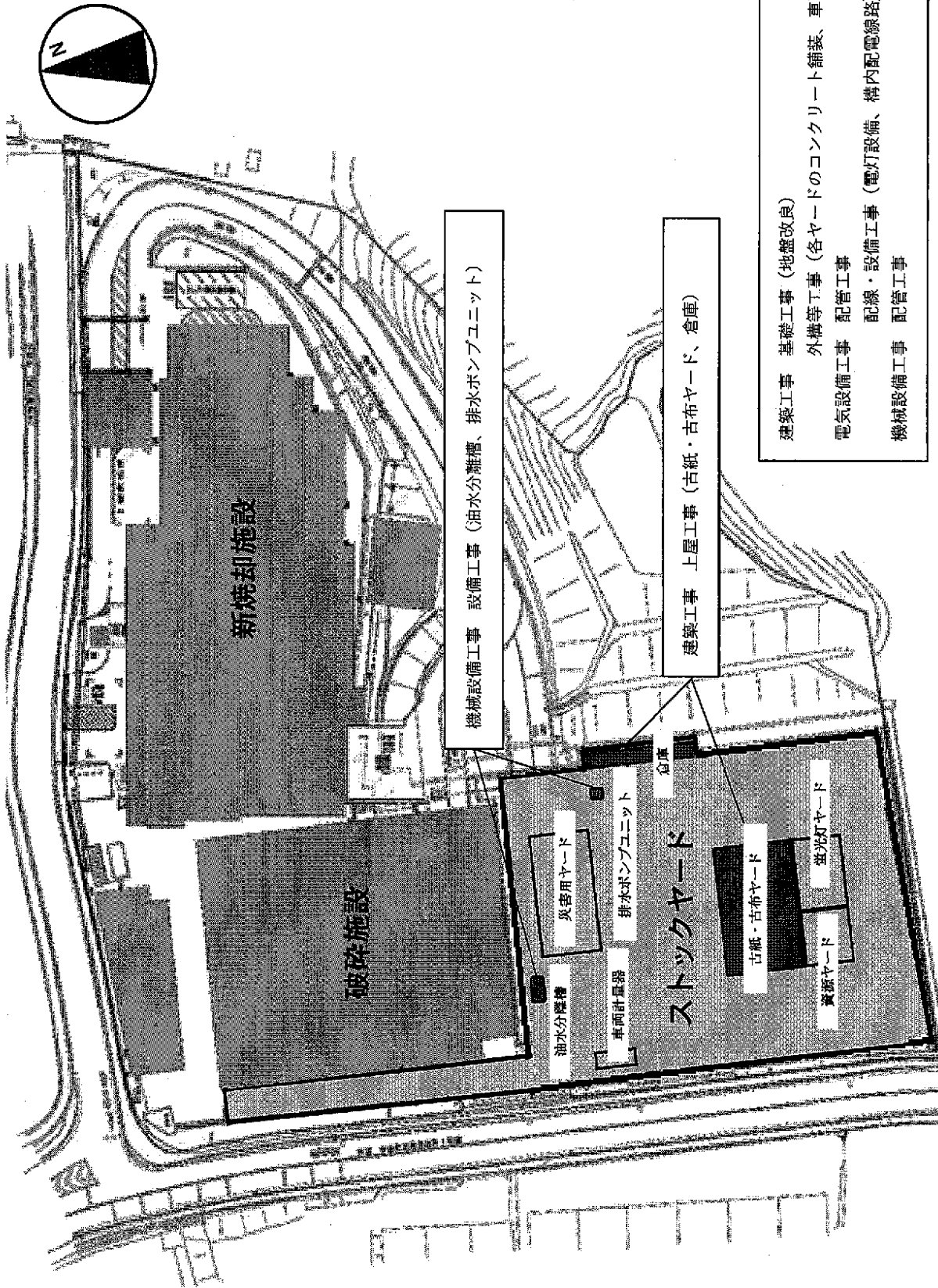
経 過

令和3年12月3日	制限付一般競争入札の公告
令和3年12月6日 ） 令和3年12月9日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和4年1月21日 ） 令和4年1月24日	入 札
令和4年1月25日	開 札
令和4年1月27日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条



※ ストックヤード = 分別収集した資源ごみ(古紙・古布、蛍光灯等)又は災害廃棄物を一時的に保管する施設

「ストックヤード整備工事」工程表

令和4年度														
			4月		5月		6月		7月		8月		9月	
建築工事 一式				基礎工事					上屋工事					
												外構等工事		
電気設備工事 一式														
				配管工事								配線・設備工事		
機械設備工事 一式														
				配管工事								設備工事		

寝屋川市個人情報保護条例の一部改正

1 改正理由

『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』により『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』が廃止されることに伴い、同法の規定を引用している規定の整理を行うため、一部改正を行う。

【備考】

『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』により、①国の行政機関が保有する個人情報の取扱いについて、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』を廃止して*1『個人情報の保護に関する法律』に統合するとともに、②地方公共団体の機関が保有する個人情報の取扱い(=従来、各地方公共団体が「個人情報保護条例」を制定して運用している。)についても、『個人情報の保護に関する法律』において共通ルールを定める*2など、個人情報保護法制の一元化が図られた。

*1 『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』は、令和4年4月1日に廃止される。

*2 地方公共団体の機関に関わる規定の施行期日は、現在、未定である。(追って政令で定めることとされている。)

[今後、本市における個人情報の取扱いについて、改正後の『個人情報の保護に関する法律』に適合するよう、『寝屋川市個人情報保護条例』の改正を含め、全般的な検討を行う必要がある。]

2 改正内容

(1) 定義(第2条関係)

「個人情報」の定義において規定している「個人識別符号」について、『個人情報の保護に関する法律』における当該用語の定義規定の条項を引用することとする。

(注) 『個人情報の保護に関する法律』における当該用語の定義規定は、廃止前の『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』における当該用語の定義規定と同一である。

(2) 附則

施行期日 令和4年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市個人情報保護条例

No.1

改正案	現行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p>

改正案	現行
附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	

(議案第 10 号関係)

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

1 改正理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和など、妊娠、出産、育児等と仕事との両立を支援する措置*を講ずることとするため、一部改正を行う。

* 国家公務員に関する、人事院の令和3年度における『公務員人事管理に関する報告』による「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援」に倣った措置

2 改正内容

(1) 育児休業又は部分休業をすることができない職員(第2条・第19条関係)

育児休業又は部分休業の取得要件から、「引き続き在職した期間が1年以上であること」を削る。

(2) 任命権者が講ずべき措置

ア 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等

(改正後の第23条関係)

任命権者は、職員又はその配偶者が妊娠し又は出産したこと等を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

イ 勤務環境の整備に関する措置(改正後の第24条関係)

任命権者は、育児休業の承認請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る研修の実施等、勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(3) 附則

施行期日 令和4年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p><u>(ウ)・(イ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間のすべての期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日(給与条例第9条第1項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p><u>(ウ) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)・(ウ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法</p> <hr/> <p>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間のすべての期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日(給与条例第9条第1項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第23条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようになしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第24条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 <u>ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p>

改正案	現行
第25条 (略) 附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	第23条 (略)

認定こども園への移行を図るための寝屋 川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所 条例の一部改正

1 改正理由

子ども・子育て支援の推進の一環として、『寝屋川市の就学前教育・保育の推進（市立幼稚園・保育所再編実施計画）』（令和3年9月策定）に基づき、令和6年度における「寝屋川市立中央幼稚園及びコスモス保育所の認定こども園*への移行」並びに「寝屋川市立南幼稚園及びあざみ保育所の認定こども園*への移行」の実現を図るため、「寝屋川市立幼稚園条例」及び「寝屋川市立保育所条例」の一部改正を行う。

* 認定こども園=幼保連携型認定こども園

2 改正内容

(1) 「寝屋川市立幼稚園条例」の一部改正（第2条関係）

寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園を廃止する。

(2) 「寝屋川市立保育所条例」の一部改正（第3条関係）

コスモス保育所及びあざみ保育所を廃止する。

(3) 認定こども園への移行に係る措置（第4条関係）

ア 認定こども園への移行を踏まえ、寝屋川市立中央幼稚園・寝屋川市立南幼稚園について、令和5年度に新たに入園する幼児の募集を行わないものとする。

イ 認定こども園への移行に当たっては、「令和5年度において現にコスモス保育所・あざみ保育所に入所している子ども」の保護者が希望する場合には、移行後の認定こども園に入所することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 附則

施行期日 令和6年4月1日（(3)は、公布の日）

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例

No.1

1 寝屋川市立幼稚園条例（第2条関係）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
寝屋川市立北幼稚園	寝屋川市寿町57番3号	寝屋川市立北幼稚園	寝屋川市寿町57番3号
(削る)		寝屋川市立中央幼稚園	寝屋川市初町19番1号
(削る)		寝屋川市立南幼稚園	寝屋川市下木田町6番1号
寝屋川市立啓明幼稚園	寝屋川市高柳六丁目18番1号	寝屋川市立啓明幼稚園	寝屋川市高柳六丁目18番1号

2 寝屋川市立保育所条例（第3条関係）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
さくら保育所	寝屋川市対馬江西町15番16号	さくら保育所	寝屋川市対馬江西町15番16号
たんぼぼ保育所	寝屋川市打上南町2番1号	たんぼぼ保育所	寝屋川市打上南町2番1号
さつき保育所	寝屋川市三井ヶ丘4丁目10番1号	さつき保育所	寝屋川市三井ヶ丘4丁目10番1号
さざんか保育所	寝屋川市寿町15番6号	さざんか保育所	寝屋川市寿町15番6号
(削る)		コスモス保育所	寝屋川市長栄寺町22番13号
(削る)		あざみ保育所	寝屋川市下木田町16番53号

附 則 (抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の 一部改正

1 改正理由

多子世帯に対する支援の推進を図ることを目的として、「市内に住所を有する、多子世帯における子ども」に係る子どもの遊びスペースの使用料の見直しを行うため、「寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例」の一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 子どもの遊びスペースの使用料(別表第1関係)

「市内に住所を有する、多子世帯における第二子以降の子ども(=2人以上の子がいる世帯に属する、最年長の子以外の子ども)」に係る子どもの遊びスペースの使用料は、無料とする。

(2) 附則

施行期日 令和4年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例

No.1

改正案	現行
<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>前号のほか、市内に住所を有する、多子世帯における第二子以降の子ども(2人以上の子がいる世帯に属する、最年長の子以外の子どもをいう。)</u>は、<u>無料とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>附則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正理由

『大阪府国民健康保険運営方針』（令和3年度から令和5年度まで）を踏まえ、保険料の特例〔激変緩和措置〕を定める等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 基礎賦課限度額（第19条の5関係）

基礎賦課限度額を引き上げる。（610,000円→620,000円）

(2) 令和4年度分の保険料率の特例（附則第43項～附則第49項関係）

令和4年度分の保険料率の特例について定める。〔激変緩和措置〕

(3) 附則

ア 施行期日

令和4年4月1日（ウは、公布の日）

イ 経過措置

改正後の保険料に係る規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用する。

ウ 『寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例』（令和3年12月市議会定例会で制定された条例）の一部改正

「未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の被保険者均等割額の減額」に係る額の算定方法（1円未満の端数処理の仕方）について規定の整理を行う。〔第23条の改正規定を改める。〕

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第19条の5 第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場 合には、第16条第1項の基礎賦課額と第19条の2第1項の基 礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項に おいて同じ。)は、<u>620,000円</u>を超えられない。 (保険料の減額)</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保 険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条 の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める 額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>620,000円</u>を超え る場合には、<u>620,000円</u>)とする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につい て準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項 又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項 又は第19条の5の6」と、「<u>620,000円</u>を超える場合には、 <u>620,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000</u> <u>円</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5 の5第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第19条の5 第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場 合には、第16条第1項の基礎賦課額と第19条の2第1項の基 礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項に おいて同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えられない。 (保険料の減額)</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保 険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条 の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める 額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超え る場合には、<u>610,000円</u>)とする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につい て準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項 又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項 又は第19条の5の6」と、「<u>610,000円</u>を超える場合には、 <u>610,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000</u> <u>円</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5 の5第2項」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、「610,000円を超える場合には、620,000円」とあるのは「170,000円を超える場合には、170,000円」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 1～36 (略)</p> <p>37 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「<u>附則第36項第1号</u>に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「<u>附則第36項第2号</u>に掲げる額」とする。</p> <p>38 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>附則第36項第3号ア</u>に定める額</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、「610,000円を超える場合には、610,000円」とあるのは「170,000円を超える場合には、170,000円」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 1～36 (略)</p> <p>37 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「<u>附則第35項第1号</u>に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「<u>附則第35項第2号</u>に掲げる額」とする。</p> <p>38 令和3年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>附則第35項第3号ア</u>に定める額</p>
---	---

改正案	現行
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>39 (略)</p> <p>40 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「<u>附則第39項第1号に掲げる所得割の保険料率</u>」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「<u>附則第39項第2号に掲げる額</u>」とする。</p> <p>41 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>附則第39項第3号アに定める額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>42 (略)</p> <p>(令和4年度分の保険料率の特例)</p> <p>43 <u>令和4年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第19条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>39 (略)</p> <p>40 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「<u>附則第38項第1号に掲げる所得割の保険料率</u>」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「<u>附則第38項第2号に掲げる額</u>」とする。</p> <p>41 令和3年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>附則第38項第3号アに定める額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>42 (略)</p> <p>(新設)</p>

現 行

改 正 案

474に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の342に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の184に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額
 ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

(新設)

44 令和4年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」

改正案	現行
<p>とあるのは「<u>附則第43項第1号に掲げる所得割の保険料率</u>」 と、<u>第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額 の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則 第43項第2号に掲げる額」とする。</u></p> <p>45 <u>令和4年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別 平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額と する。</u></p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第43項第 3号アに定める額</u></p> <p>(2) <u>退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗 じて得た額</u></p> <p>(3) <u>退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の 3を乗じて得た額</u></p> <p>46 <u>令和4年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦 課額の保険料率は、第19条の5の5の規定にかかわらず、次 の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の474に 相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額 等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合に あつては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法によ り補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000 分の342に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) <u>世帯別平等割</u> <u>アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u></p> <p><u>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の184に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p><u>イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>47. <u>令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第46項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第46項第2号に掲げる額」とする。</u></p> <p>48. <u>令和4年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第46項第3号アに定める額</p> <p>(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>49 令和4年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第19条の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の1,000分の474に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の1,000分の526に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>(新設)</p>

現 行

改 正 案

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第19条の5及び第22条の2並びに附則第43項から第49項までの規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。
第23条の改正規定を次のように改める。
第23条を次のように改める。
(未就学児の被保険者均等割額の減額)
第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額における被保険者均等割額は、第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。

改正案

現行

- 2 第19条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「第19条の5の5又は第19条の5の8」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第22条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第19条又は第19条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第19条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）
- 5 第19条第3項の規定は、前項に規定する額の決定につ

改正案	現行
<p>いて準用する。この場合において、第19条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条又は第19条の4」とあるのは「第19条の5の5又は第19条の5の8」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と、前項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p>	

寝屋川市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正

1 改正理由

『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律』による『消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律』の改正*を踏まえ、所要の規定の整備を行うため、一部改正を行う。

* 『消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律』第55条第1項(「消防団員等公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」)のただし書を削る改正が行われた。

※ 『消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律』では、消防団員等公務災害補償を的確に実施するため、市町村は、消防団員等公務災害補償等共済基金と「消防団員等公務災害補償責任共済契約」(市町村が掛金を支払い、基金が所定の公務災害補償に要する経費を支払うことを約する契約)を締結するものとされている。

2 改正内容

(1) 公務災害補償を受ける権利の保護(第4条関係)

傷病補償年金等を受ける権利に係る「担保の供与」の禁止に関する例外を定める規定(『消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律』第55条第1項ただし書と同様の規定)を削る。

(2) 附則

ア 施行期日

令和4年4月1日

イ 経過措置

現に担保に供されている傷病補償年金等を受ける権利についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市消防団員等公務災害補償条例

No.1

改正案	現行
<p>(公務災害補償を受ける権利の保護)</p> <p>第4条 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(公務災害補償を受ける権利の保護)</p> <p>第4条 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、<u>傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供するときは、この限りでない。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</p>	

(議案第 23 号関係)

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙 1

監査委員の意見聴取 別紙 2

監査委員の意見 別紙 3

[根拠法令]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項

包括外部監査契約の相手方の略歴・実績

住 所

氏 名

岡 本 真 理 子 (おかもと まりこ)

生年月日

略 歴

平成 20 年 12 月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
平成 21 年 3 月	京都大学文学部 卒業
平成 25 年 1 月	公認会計士登録
令和 3 年 7 月	有限責任監査法人トーマツ 退所
”	岡本公認会計士事務所 設立
”	一般社団法人行政経営支援機構 入所

包括外部監査に係る実績

平成27年度	尼崎市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 債権管理事務について (市税を除く。)
平成28年度	尼崎市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 指定管理者制度について
平成30年度	奈良市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について
	堺市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 教育関連事業 (主として学校教育) に関する財務事務の執行について
令和 3 年度	東大阪市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金 その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について



監 第 998 号

令和3年12月20日

寝屋川市代表監査委員

九鬼 康夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



令和4年度包括外部監査契約の締結について（協議）

令和4年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

記

- 1 契約の目的
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。
- 2 契約の相手方
 - (1) 住所
[REDACTED]
 - (2) 氏名
岡本 真理子
 - (3) 資格
公認会計士（登録 平成25年1月24日 第30386号）
 - (4) その他
地方自治法第252条の28第3項に関する欠格事由がない方であります。
- 3 契約の始期
令和4年4月1日
- 4 契約の金額
金8,195,000円を上限とする額
- 5 契約金の算定方法
別表のとおり
- 6 契約金の支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。



別 表

<p>基本費用</p>	<p>500,000円</p>
<p>執務費用</p>	<p>執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。</p> <p>(1) 包括外部監査人執務費用 包括外部監査人が監査に要した執務日数に 80,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を7で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p> <p>(2) 補助者執務費用 外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に80,000円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を7で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p>
<p>諸経費</p>	<p>550,000円</p> <p>諸経費は、交通費、印刷費、その他一切の事務費を含む。</p>

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。



監 第 999 号

令和3年12月28日

寝屋川市長 広瀬慶輔様

寝屋川市監査委員

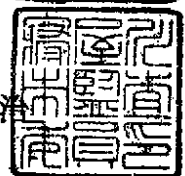
九鬼康



廣岡芳



板東敬



令和4年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

令和3年12月20日付監第998号により令和4年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません。



(議案第 24 号関係)

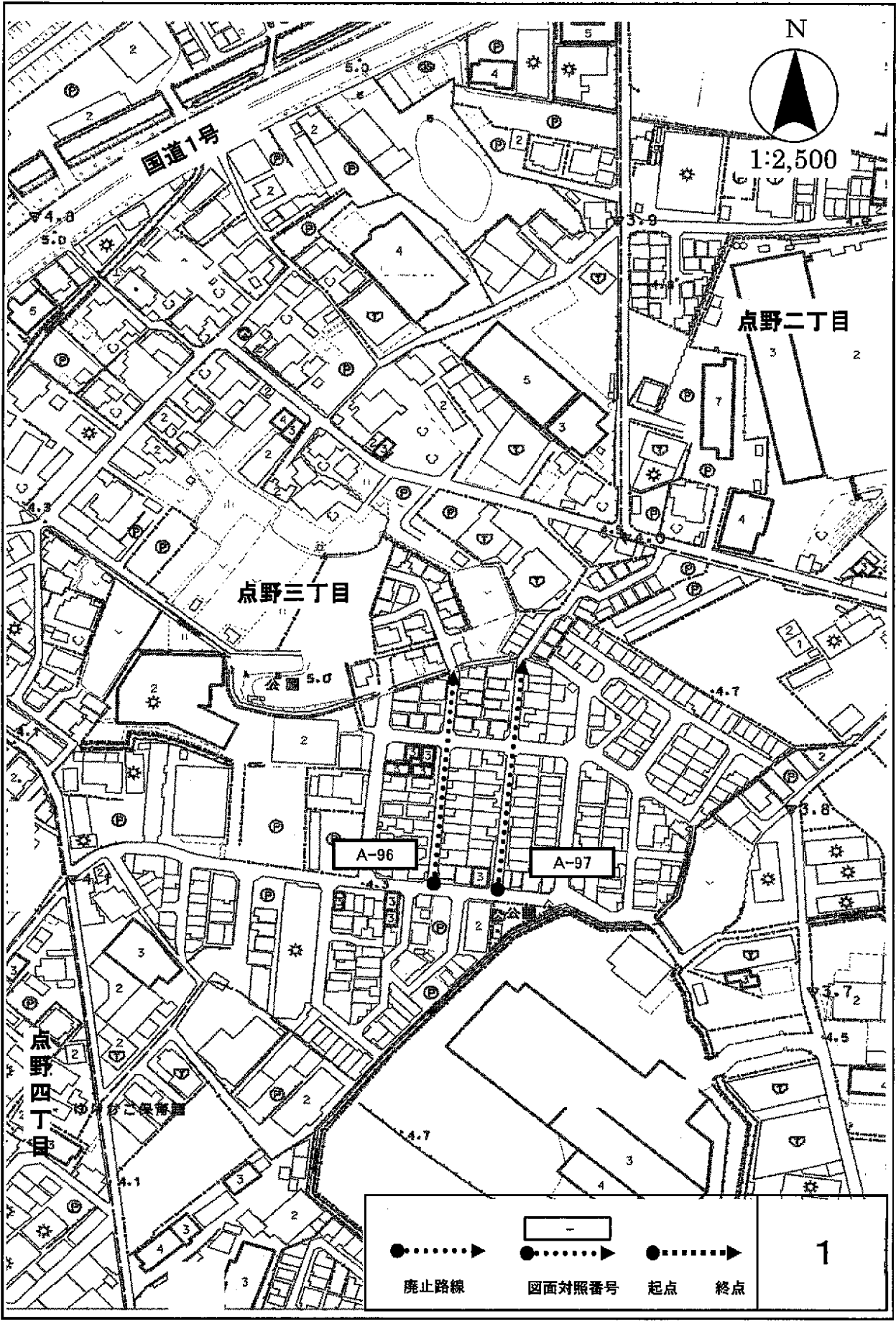
市 道 の 廃 止

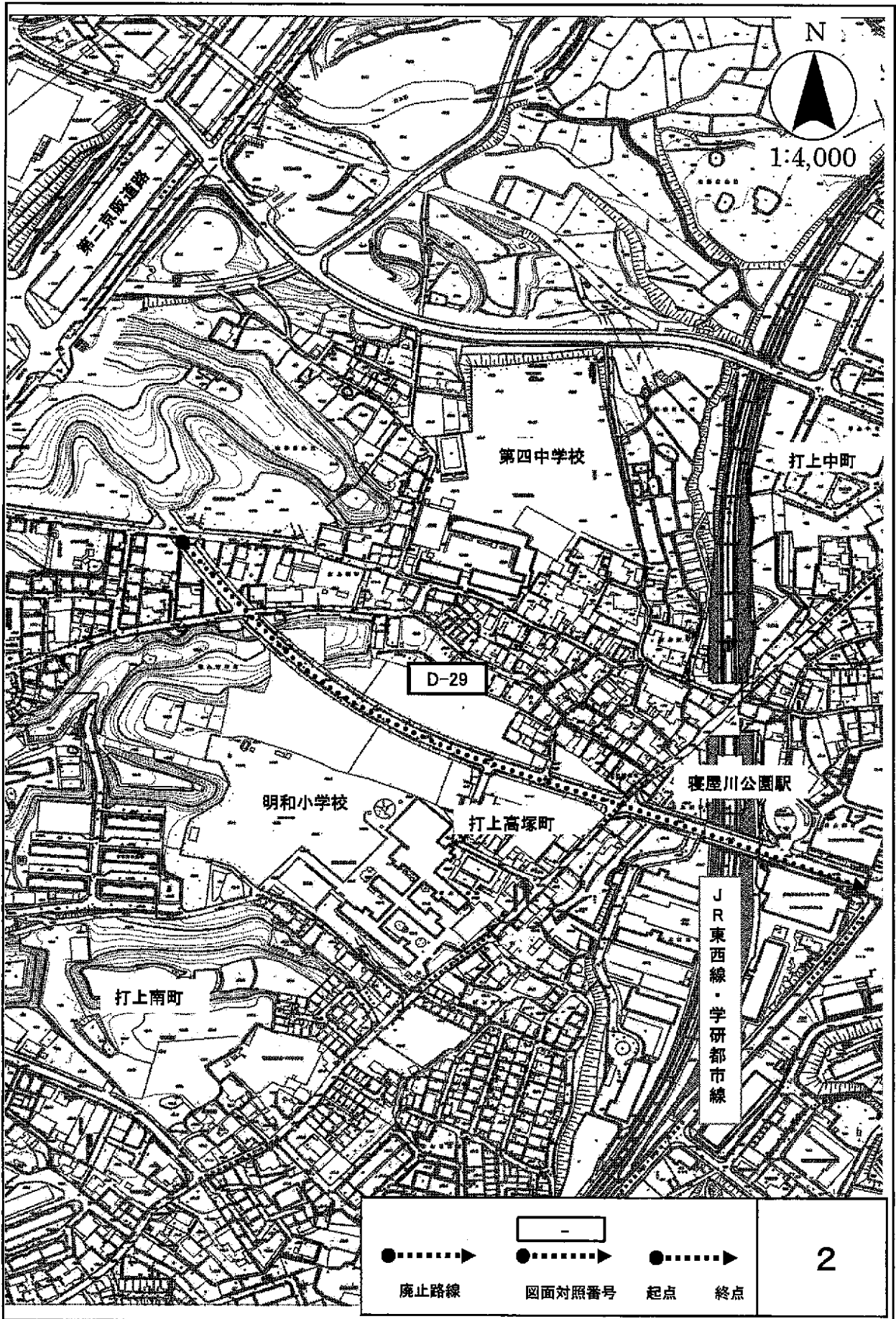
区 分	総 延 長	路 線 数
廃 止 予 定 数 値	850.22 m	3 路 線
現 在 数 値	324,545.60 m	2,074 路 線
廃 止 後 予 定 数 値	323,695.38 m	2,071 路 線

〔根拠法令〕

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面 対照 番 号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)		備 考	図 面 頁
			最 小	最 大		
A-96	点野三丁目3号線	111.40	4.70	4.70	終点の変更による	1
A-97	点野三丁目4号線	121.00	4.70	4.70	終点の変更による	
D-29	寝屋川公園駅前線	617.82	16.00	25.45	起点の変更による	2





(議案第 25 号関係)

市 道 の 認 定

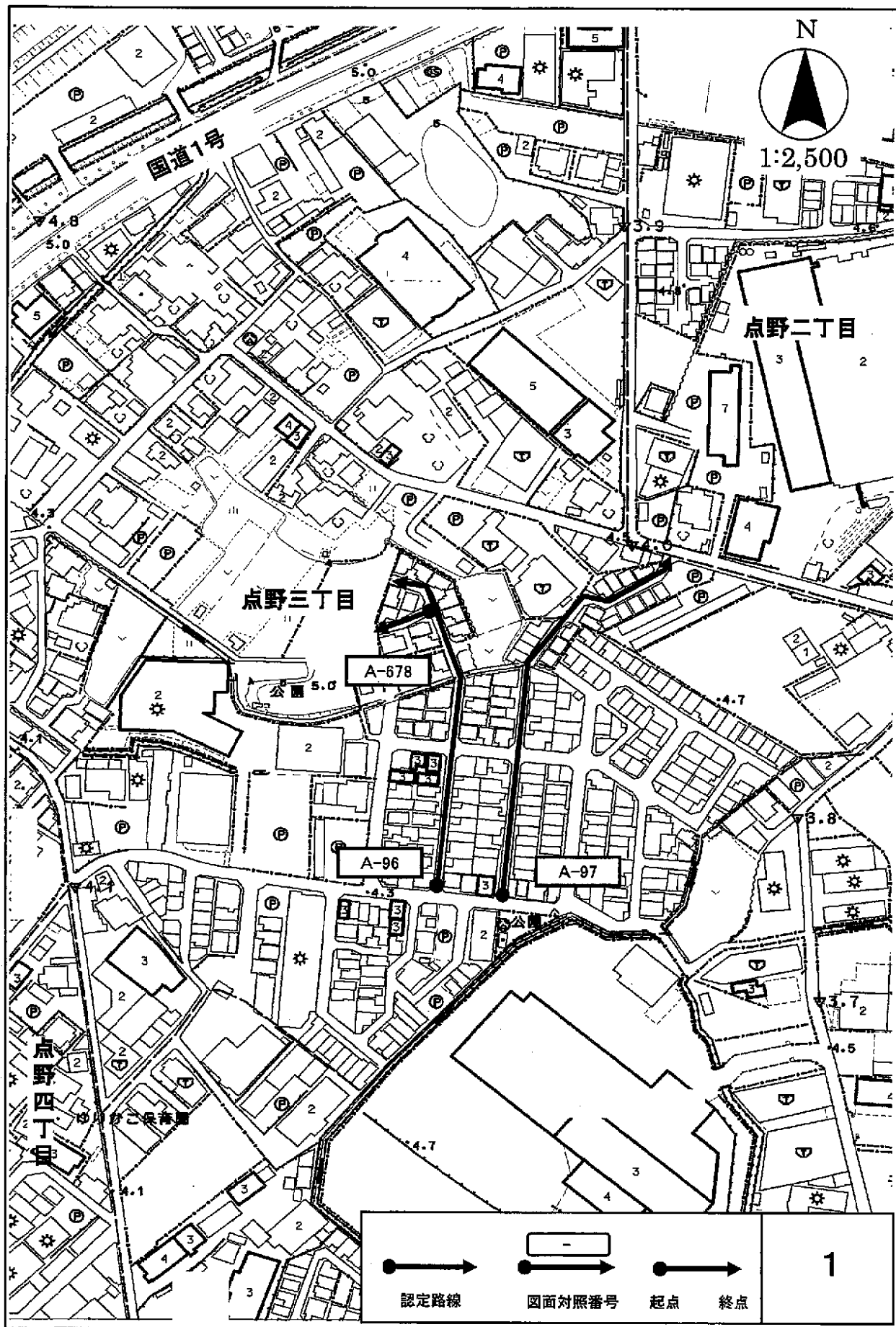
区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	6,325.00 m	28 路線
廃 止 予 定 数 値	850.22 m	3 路線
現 在 数 値	324,545.60 m	2,074 路線
廃 止 後 予 定 数 値	323,695.38 m	2,071 路線
認 定 後 予 定 数 値	330,020.38 m	2,099 路線

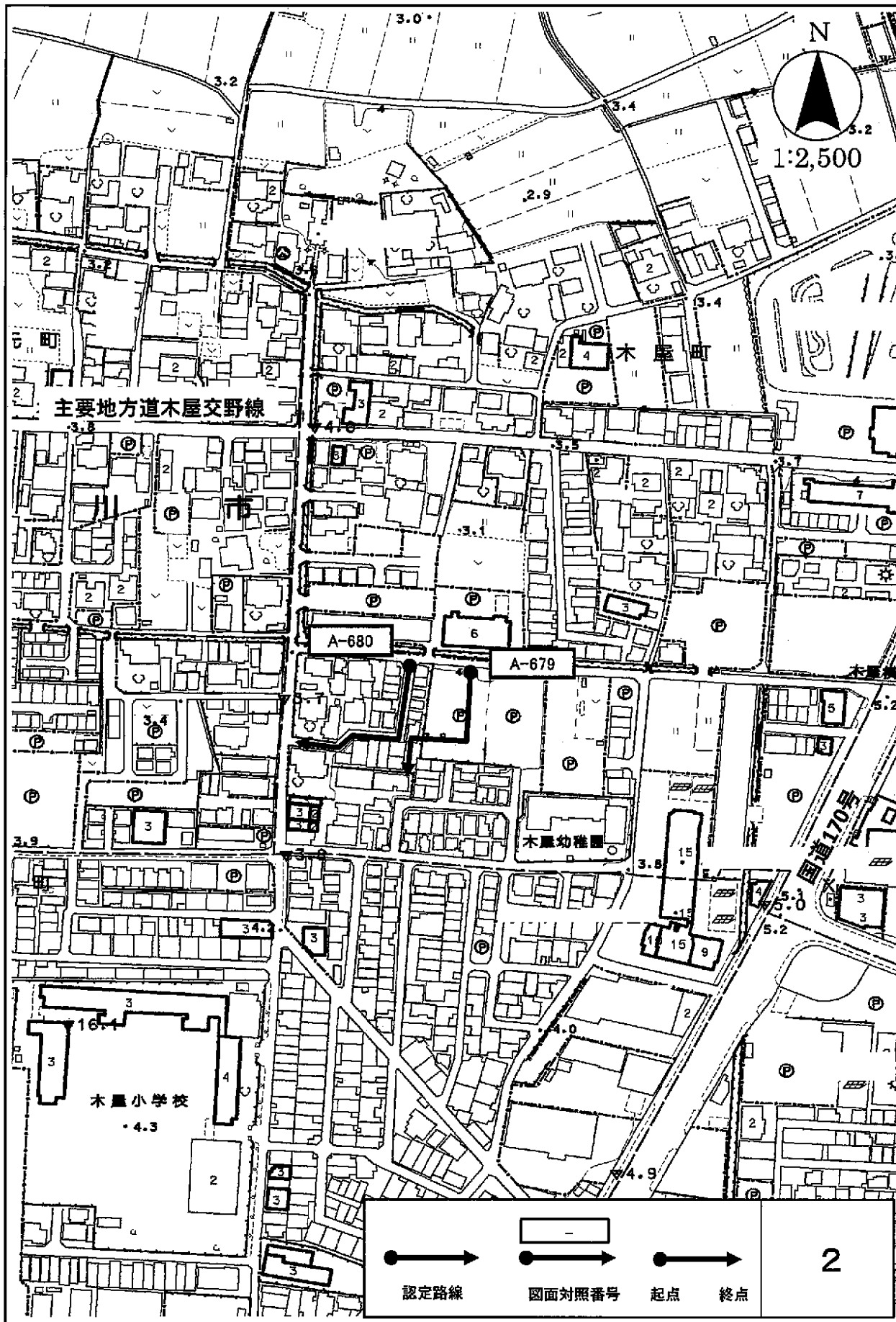
[根拠法令]

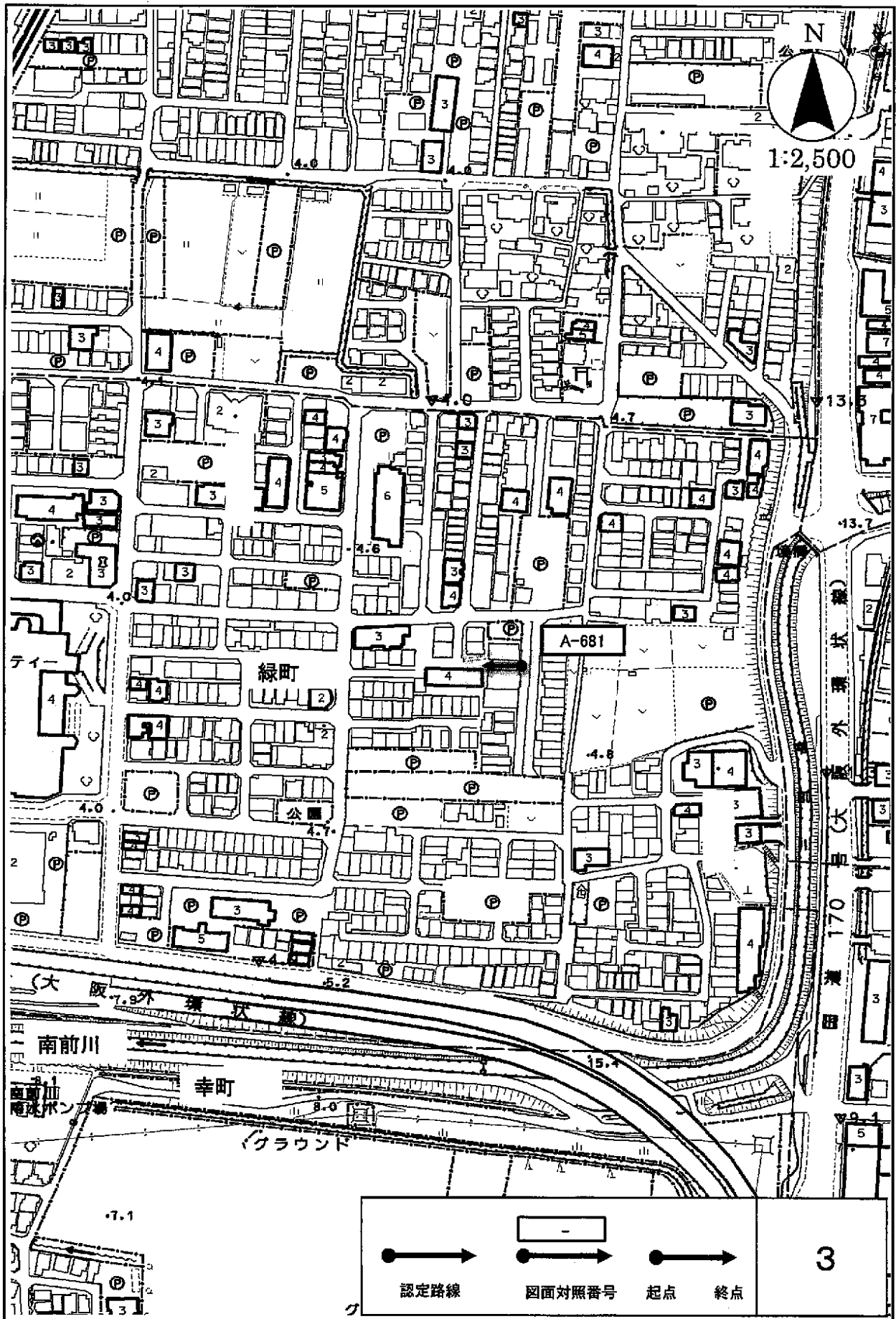
道路法第8条第2項

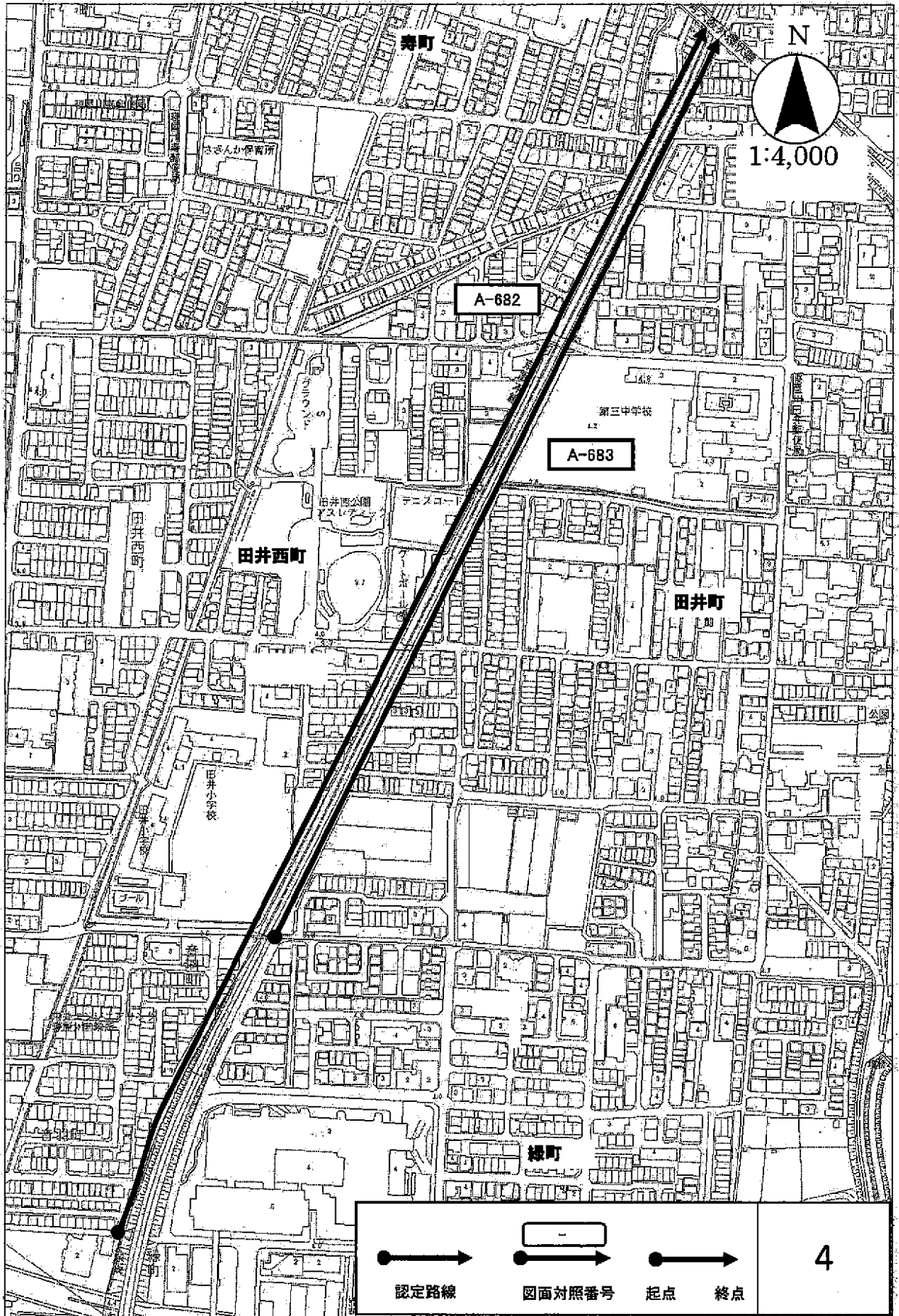
図面 対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
A-96	点野三丁目3号線	177.60	4.70	5.00	他課からの所属替えによる (終点の変更)	1
A-97	点野三丁目4号線	217.80	4.70	4.70	他課からの所属替えによる (終点の変更)	
A-678	点野三丁目23号線	26.30	5.00	5.00	他課からの所属替えによる	
A-679	木屋町11号線	82.00	4.50	5.00	民間開発による	2
A-680	木屋町12号線	88.00	4.50	5.00	民間開発による	
A-681	緑町36号線	20.70	4.70	4.70	民間開発による	3
A-682	香里音羽線	980.00	6.00	6.00	京阪本線連続立体 交差事業による	4
A-683	香里田井線	730.00	6.00	6.00	京阪本線連続立体 交差事業による	
A-684	香里南線	190.00	6.00	6.00	京阪本線連続立体 交差事業による	5
A-685	香里遊歩道1号線	200.00	6.00	6.00	京阪本線連続立体 交差事業による	
A-686	香里遊歩道2号線	130.00	6.00	6.00	京阪本線連続立体 交差事業による	
A-687	香里北線	270.00	6.00	6.00	京阪本線連続立体 交差事業による	
B-337	池の瀬4号線	253.00	5.50	5.50	民間開発による	6
C-386	対馬江西9号線	16.60	4.70	4.70	民間開発による	7

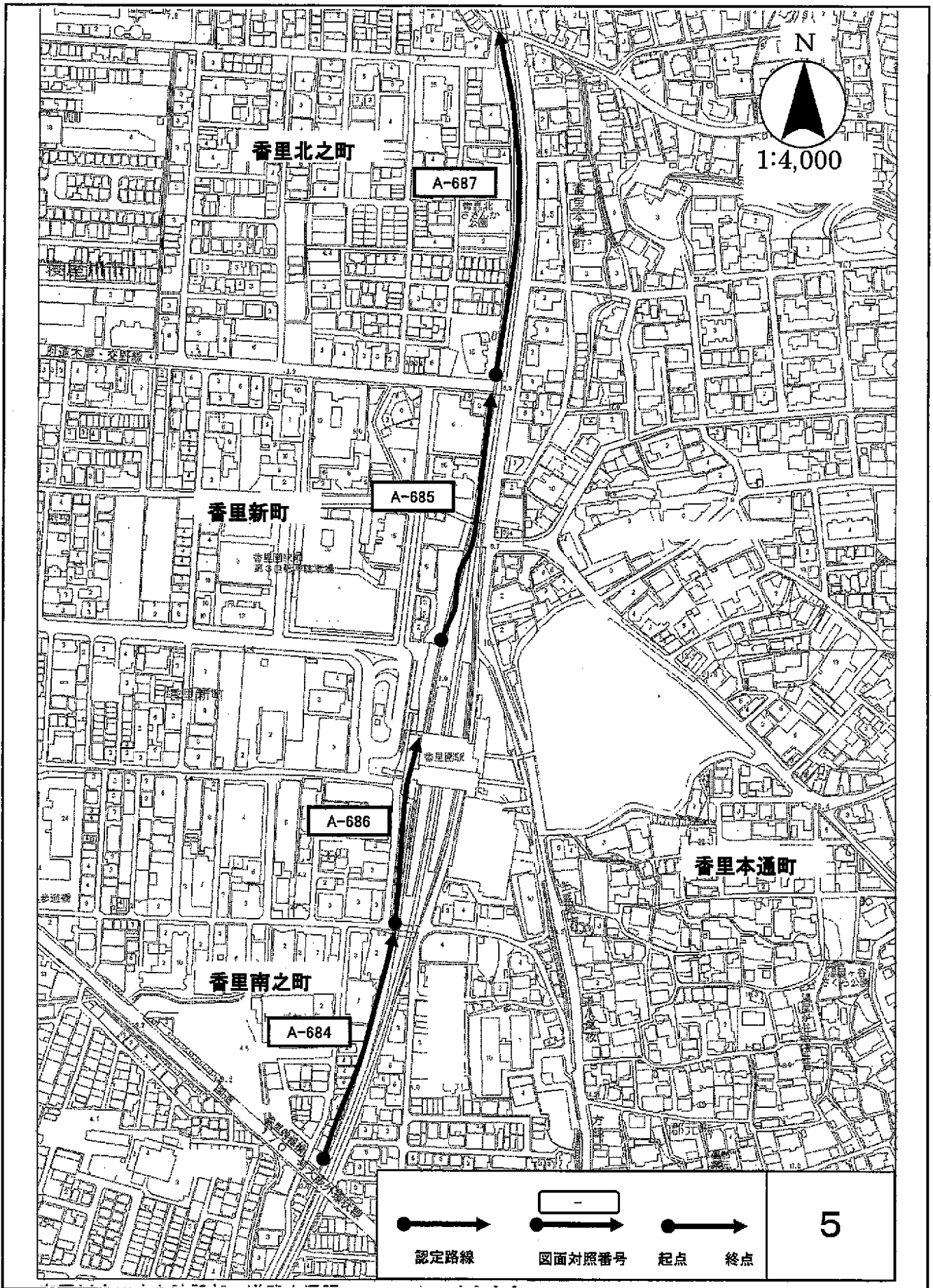
図面 対 照 番 号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)		備 考	図 面 頁
			最 小	最 大		
C-387	上神田一丁目20号線	75.70	4.70	4.70	民間開発による	8
C-388	高柳二丁目6号線	120.30	4.00	4.00	他部からの所管替えによる	9
D-29	寝屋川公園駅前線	782.80	15.45	16.00	大阪府からの引継ぎによる (起点の変更)	10
D-680	秦32号線	32.80	4.70	5.02	民間開発による	11
D-681	太秦元町11号線	24.50	4.70	4.70	民間開発による	
D-682	打上新町7号線	28.00	4.70	4.70	民間開発による	12
D-683	打上新町8号線	13.60	5.00	5.00	民間開発による	
D-684	明和二丁目14号線	25.00	4.70	4.70	民間開発による	13
D-685	明和一丁目9号線	130.00	6.00	6.00	街並み環境整備事業による	
D-686	明和一丁目10号線	60.00	6.00	6.00	街並み環境整備事業による	
D-687	打上高倉線	1300.00	3.90	10.80	大阪府からの引継ぎによる	14
D-688	寝屋南一丁目2号線	152.00	2.15	4.19	歩道の整備による	15
D-689	新家二丁目8号線	124.70	4.20	4.70	他課からの所属替えによる	16
D-690	新家二丁目9号線	73.60	4.70	4.70	他課からの所属替えによる	

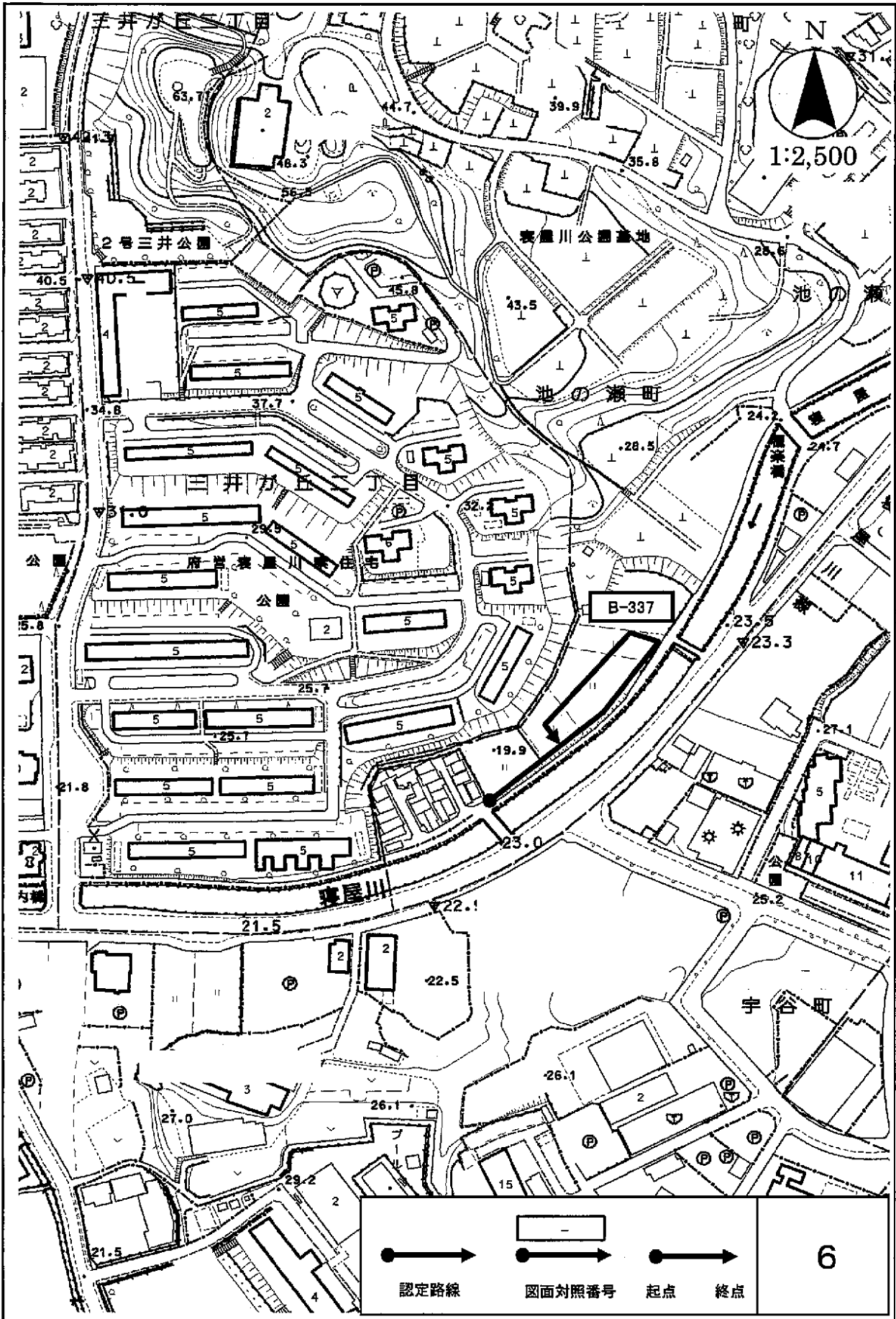


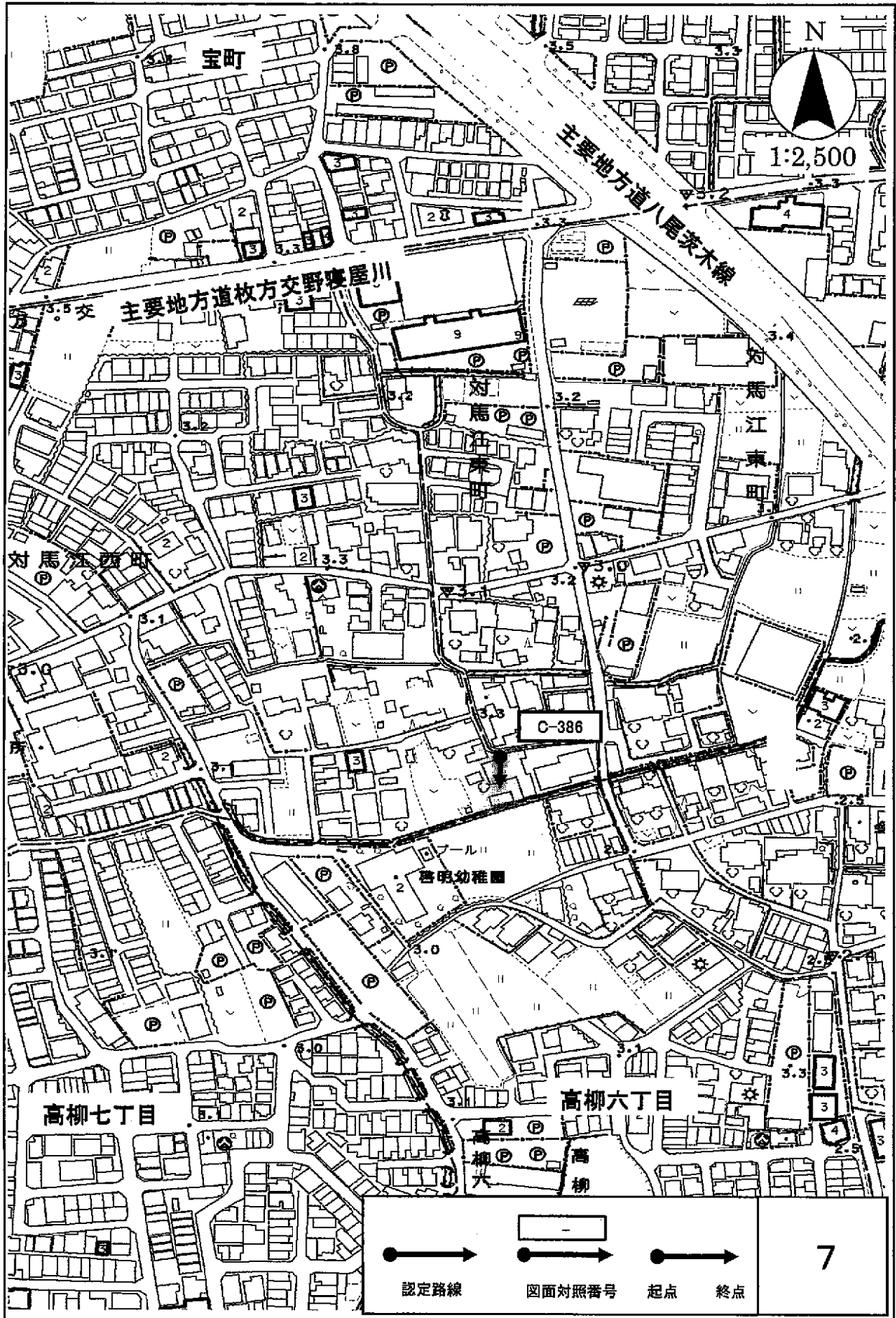


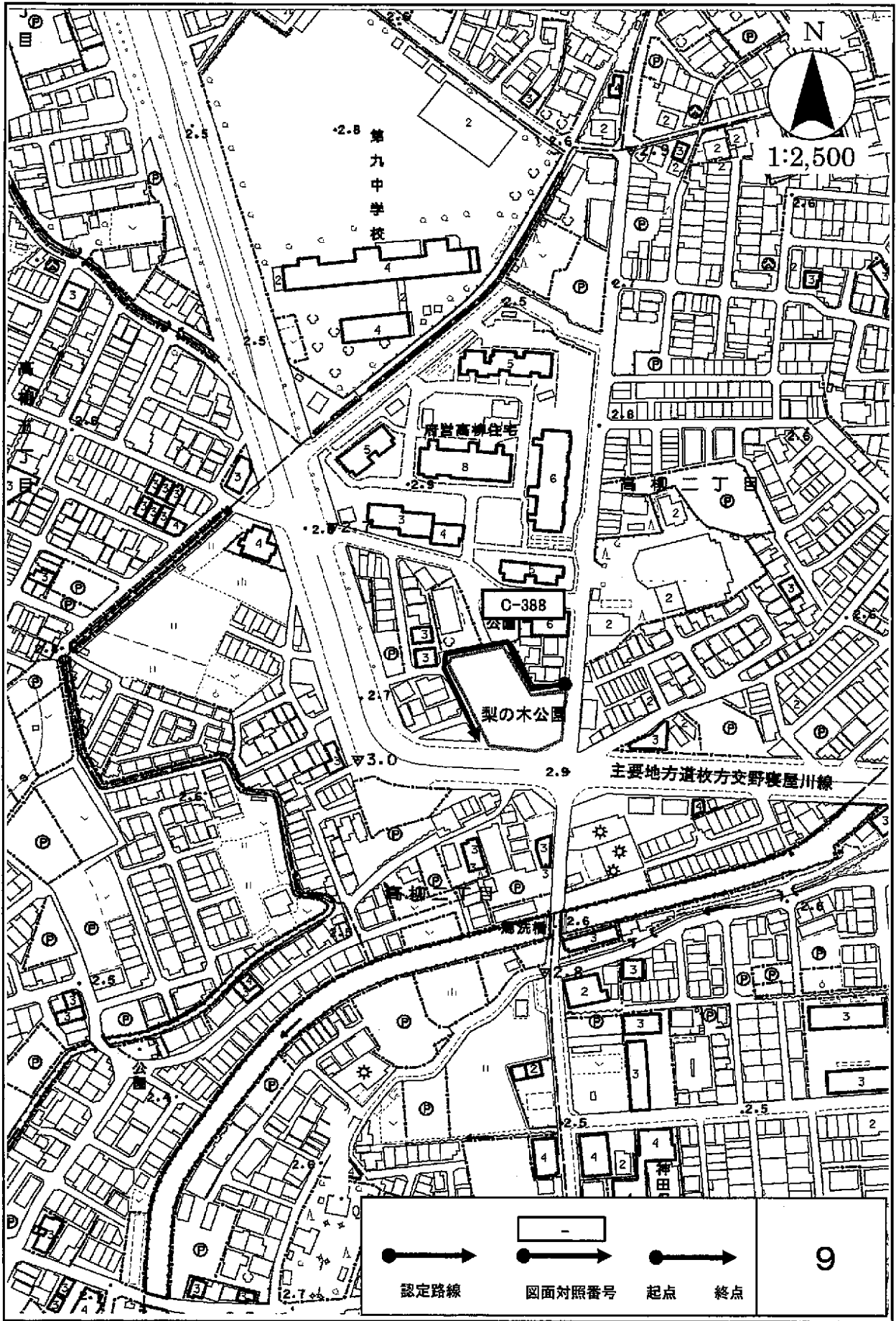


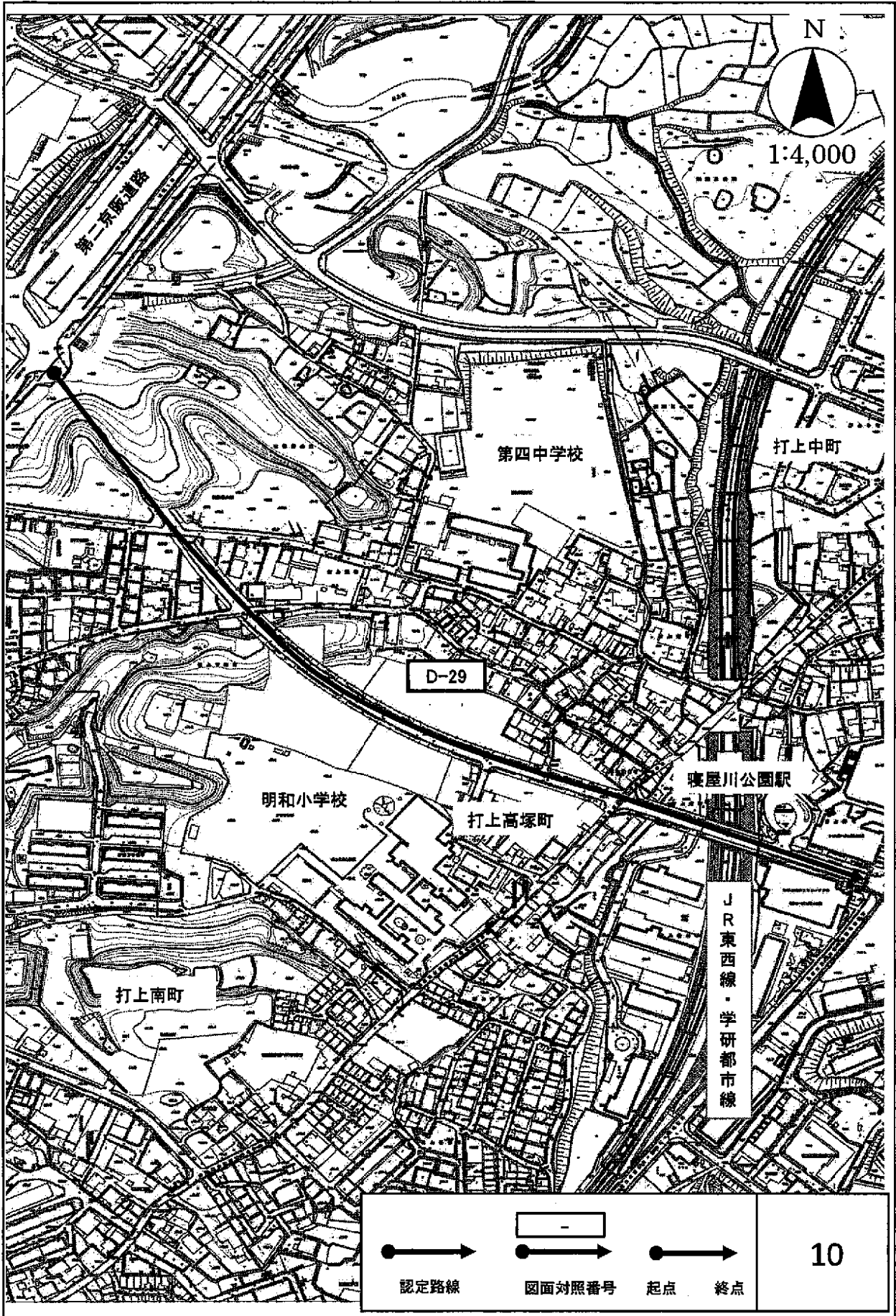


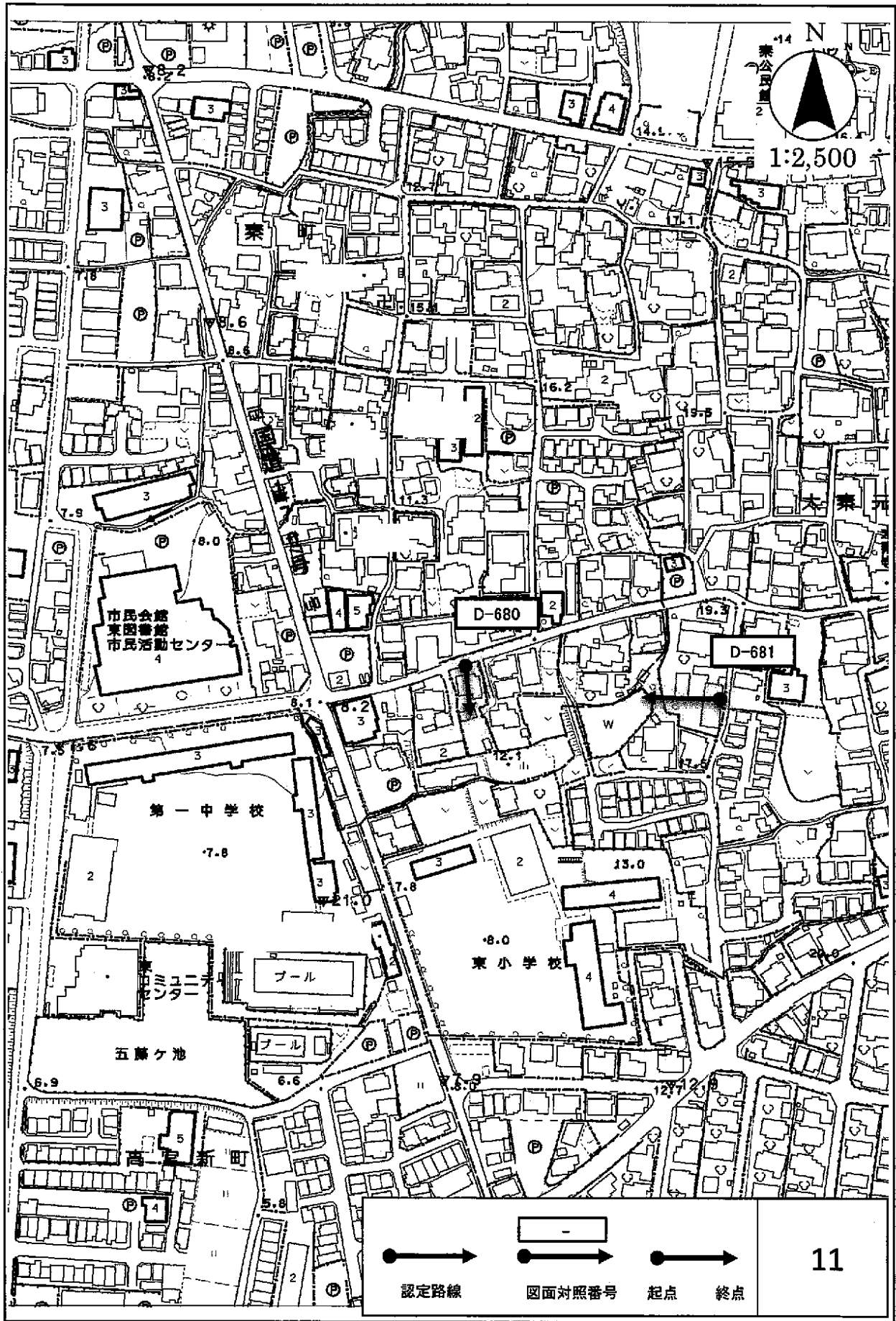


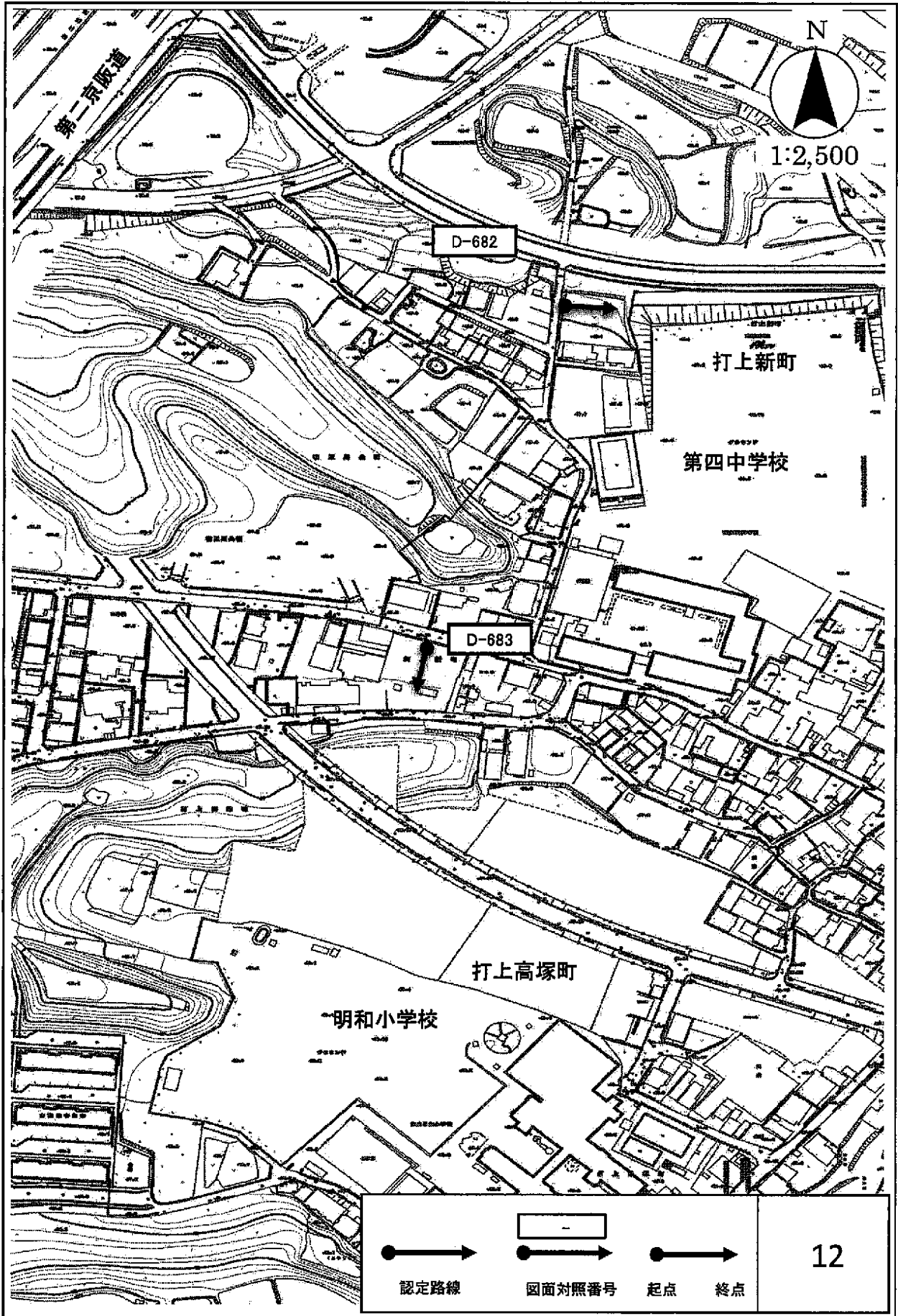


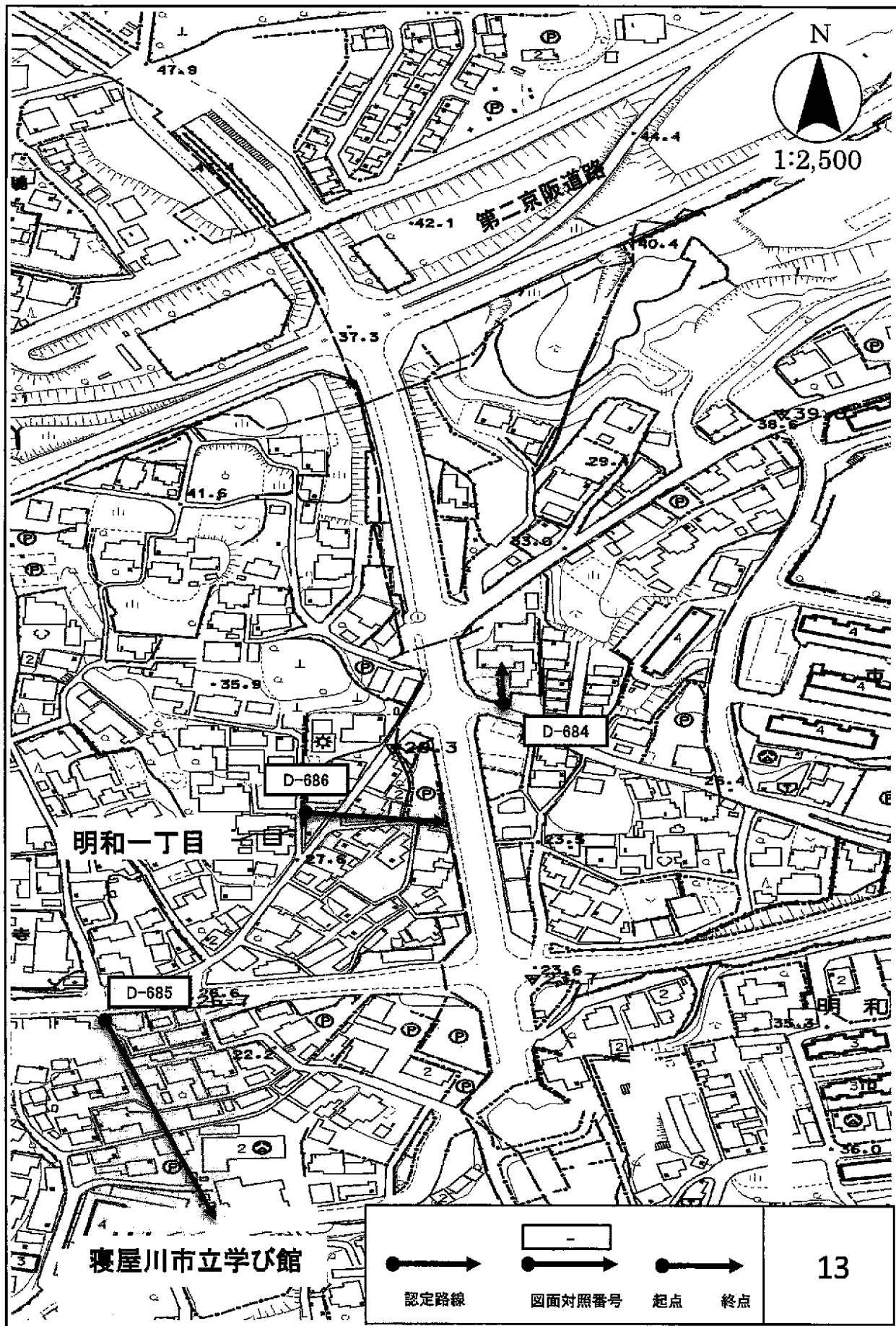


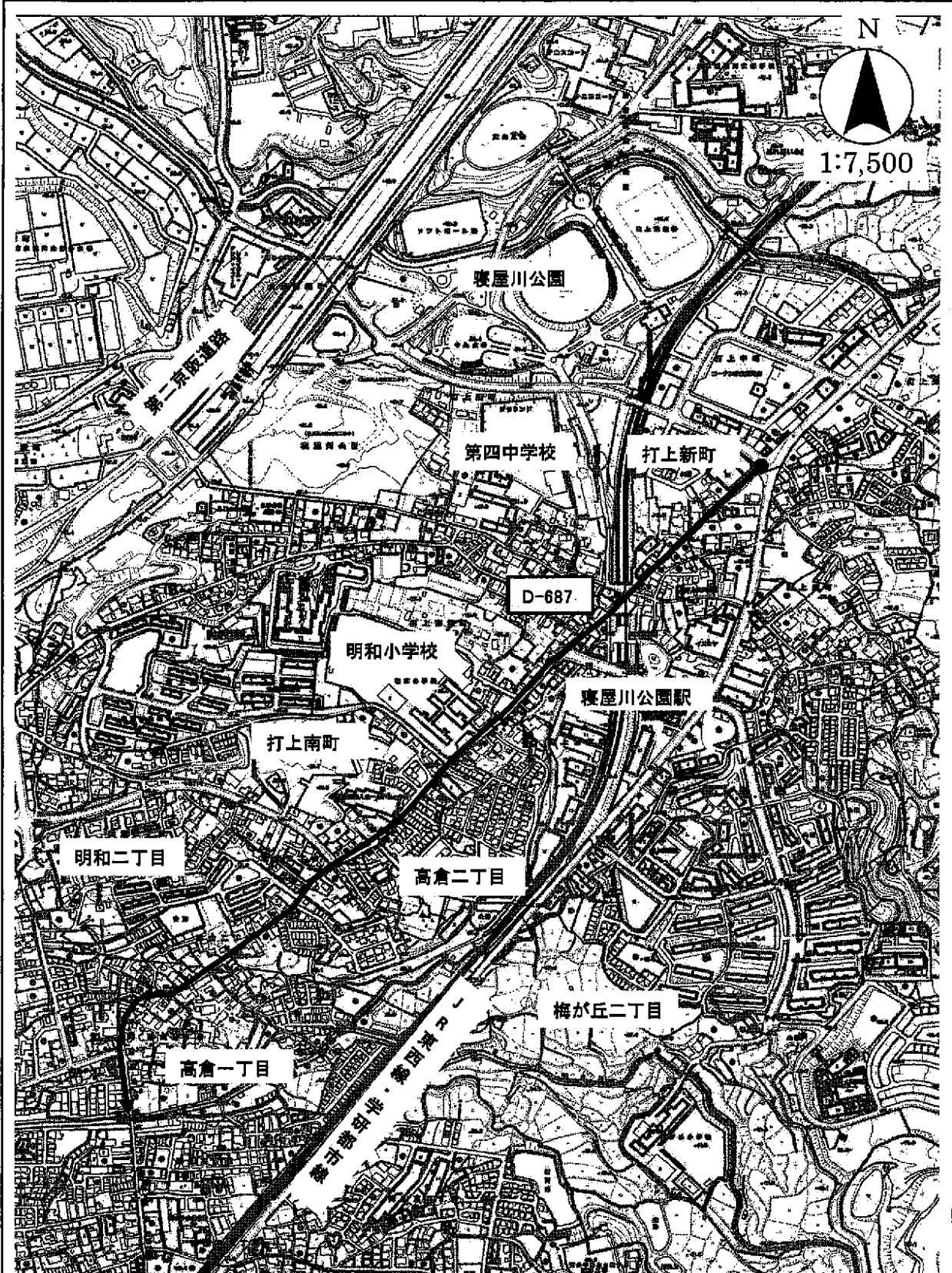












				14
認定路線	図面対照番号	起点	終点	

